



特定非営利活動法人こにふあくらぶ 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人こにふあくらぶ（以下「本会」）という。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を香川県高松市十川東町9 3 1 番地7に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、再生可能でしかも環境負荷の小さい優れた素材である木材の生産を担う人工林を手入れすることに重要性と魅力を感じている市民が集まり、各人の力に応じて、不採算や人手不足により放置され、劣化が進んでいる人工林に対して必要な施業を行ってその再生を図り、木材資源の生産と利用に資すると共に、自然生態系に良好な環境の保全と災害の防止・水源のかん養等に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(事 業)

第 5 条 本会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①人工林の造成、保育及び収穫に係る事業
- ②森林施業に係る各種情報の収集及び提供
- ③森林施業に係る調査、研究並びに研修
- ④森林施業に係る相談並びに助言
- ⑤その他目的達成のために必要な事業



第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同しその活動に参加し、その事業を維持する個人とする。
- 3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し活動に協力する個人及び団体とする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

- 2 理事会は、前項の入会申込者が第6条第2項及び第3項の条件に適合すると認められるときは、正当な理由が無い限り入会を認めなければならない。
- 3 会長は、理事会が第一項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会において4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき
- (3) 将来に亘って本会の活動に参加または協力する見込みが無くなったとき

(抛出金品の不返還)

第11条 前2条の規定により、退会又は除名されたものは、本会への抛出金品または本会の資産についていかなる請求権も有しない。ただし、やむを得ないものとして総会で認められた場合はこの限りでない。



第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち一人を会長とし、2人を副会長とする。

(選任等)

第13条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 役員は、法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、理事会の召集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。



(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において4分の3以上の議決によりこれを解任する事ができる。この場合その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁する事ができる。

(職員)

第19条 本会に事務局長その他職員を置く。
2 職員は理事会の議決を経て会長が任免する。

第4章 会議

(種別)

第20条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。
2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 本会の解散または合併
(3) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(5) 事業報告及び収支決算
(6) 事務局の組織及び運営
(7) 前各号のほか、理事会より付議された事項
2 理事会は、この定款に別に定めるほか、次の事項を議決する。
(1) 総会の議決した事項の執行に関すること



- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的なる事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

3 理事会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 理事会は、前条第3項第3号の場合を除き会長が招集する。

3 総会を招集するには正会員に対し、理事会（前条第3項第3号により開催するものを除く）を招集するには理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の3分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議 決)

第27条 総会における決議事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。



(書面表決等)

第28条 やむをえない理由のため会議に出席する事が出来ない構成員(総会においては、正会員を、理事会においては理事をいう。以下本条及び次条において同じ)は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任する事ができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 会議の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第29条 総会および理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した構成員の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者にあつてはその旨を付記すること)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事経過の概要及び議決の結果並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、出席した構成員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第31条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(会計の原則)

第32条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行う。



(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条の規定に関わらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出する事ができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第35条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

(予算の追加及び更正)

第36条 予算作成後にやむをえない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をする事ができる。

(事業報告及び決算)

第37条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越するものとする。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。



第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第40条 本会の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第41条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠乏
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 本会が解散するときの残余財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合 併)

第43条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

(公 告)

第44条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示すると共に四国新聞に掲載して行う。

第8章 雑則

(施行細則)

第45条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て細則で定める。



附則

- 1 この定款は、法第10条により法人の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第13条第1項から第3項までの規定に関わらず別表のとおりとし、その任期は第15条第1項の規定に関わらず、法人成立の日から平成21年度の最初の総会までとする。
- 3 本会の設立当初の事業年度は、第39条の規定に関わらず法人成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第33条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事 会長	津久井 進
理事 副会長	山下 平重
理事 副会長 (事務局長兼任)	関元 泰志
理事 会計	高橋 孝治
理事	半田 茂行
理事	高倉 宏一
監事	中村 弘



〒100-0001 東京都千代田区高層世帯
 立憲研究会 代表理事 津久井 進
 代表理事 津久井 進 社会事業部

これは、当法人の定款である。

香川県高松市十川東町931番地7

特定非営利活動法人 **こにふあくらぶ**

理事会長 **津久井 進**

